

がん個別相談会のお知らせ

「がんと診断されて頭が真っ白」「誰かに話を聞いてもらいたい」など、がんに関わるさまざまな相談をお受けする窓口として、京都府南丹保健所にて出張相談を行いますので利用してください。

と き 7月19日(火)、8月16日(火)
午後1時～3時30分

ところ 京都府南丹保健所

相談員 京都府がん総合相談支援センターの保健師または看護師

相談料 無料

その他 京都府がん総合相談支援センターでは電話および対面相談を月曜から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時から正午、午後1時から4時に実施していますので、こちらも利用してください。

申し込み **問** 実施日の前日午後4時までに次のフリーダイヤルへ

京都府がん総合相談支援センター(京都市南区東九条下殿田町43メルクリオ京都2階)
TEL0120-078-394
(健康増進課)

新築・増築家屋の評価調査を実施します

期 間 平成29年2月下旬まで

対 象 市内で平成28年1月2日から平成29年1月1日までに完成または完成見込みの新築・増築家屋(未登記家屋も含む)

※既存家屋の調査と土地の現況・利用状況の調査を併せて行う場合もあります。

○調査が済むと固定資産課税台帳に登録し、平成29年度から固定資産税の課税対象になります(市街化区域は都市計画税の課税対象にもなります)。

○新築・増築家屋の所有者で、

日中は不在などの事情がある人は、希望日(閉庁日を除く)に調査に伺いますので、連絡してください。

○未登記の家屋で所有者が変更になった場合や家屋を取り壊した場合は、届け出が必要です。

○居住用の土地(住宅用地)は、税の負担を軽減する特例措置が受けられます。

問 市役所1階税務課(11番窓口)
TEL25-5013、FAX25-0940
(税務課)

子育て世代包括支援センター(利用者支援事業母子保健型)事業の委託業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するため、子育て世代包括支援センター事業を実施します。

事業内容 妊娠期から産前産後、子育て期の継続的な相談支援。地域の関係機関とのネットワークの構築。地域で必要な事業や情報の開発など。

実施方法 参加を希望する業者は、実施要領、仕様書の内容を踏まえ、必要書類をそろえ、申し込みをしてください。

※実施要領、仕様書、参加申し込みなどにかかわる書類については、亀岡市ホームページからダウンロードしていただくが、来所によりお渡しします。

申し込み **問** 7月22日(金)までに、健康増進課(保健センター)へ
TEL25-5004
(健康増進課)

福祉医療制度のお知らせ

福祉医療制度は、心身障害児(者)やひとり親家庭の児童とその親に対し、医療費の一部を助成する制度です(所得制限があります)。

現在未受給で受給を希望する人は申請が必要です。すでに受給している人は、原則手続きは

不要ですが、氏名・居住地・加入している健康保険などに変更があったときは届け出が必要です。また、平成28年1月1日現在亀岡市に住所がある人で、平成28年度市・府民税(平成27年中の所得に係るもの)の申告をされていない人が継続して受給するためには、本人と同居の扶養義務者ともに申告手続きが必要です。

《障害者医療制度》

対 象 身体障害者手帳(1級・2級)または、療育手帳のAを所持している65歳未満の人

※65～74歳の方は後期高齢者医療制度と選択できます。

持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、健康保険証

申請先 **問** 市役所1階障害福祉課障害者医療係(15番窓口)
TEL25-5031、FAX25-5511

《ひとり親家庭医療制度》

対 象 ひとり親家庭の児童(満18歳の誕生日以降最初の3月31日まで該当)とその親

※父親または母親が重度の障害がある場合や、両親がいない児童の祖父母が扶養する場合は、特例により対象になる場合があります。

持ち物 戸籍謄本、住民票の写し(世帯全員)、印鑑、健康保険証

その他 本人と同居の扶養義務者(住民票世帯を分離していても、同居所に居住する父母・祖父母などを含む)の所得などを審査の上、受給の可否について決定します。

申請先 **問** 市役所1階子育て支援課子育て支援係(17番窓口)
TEL25-5027、FAX24-3070
(障害福祉課・子育て支援課)

